広島市自転車都市づくり推進計画【改訂版】（素案）の概要

第１章　計画の趣旨

背景・経緯

本市では、平成 29 年に施行された自転車活用推進法において、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「市町村自転車活用推進計画」を定めるよう努めることとなっていることから、令和２年３月に「広島市自転車都市づくり推進計画（計画期間：令和２年度～令和６年度）」（以下「推進計画」という。）を策定し、自転車都市づくりに取り組んでいるところです。

この度、推進計画の更新年度に当たることから、昨今の社会情勢の変化等を踏まえつつ、今後の動向を見据えて、持続可能な社会の実現に向けて自転車の活用を一層推進していくため、改訂を行うものです。

なお、改訂に当たっては、学識関係者及び関係団体・機関からなる「広島市自転車都市づくり推進協議会」において意見交換を行っています。

改訂に当たっての考え方

改訂に当たっては、自転車都市づくりの理念、基本方針及び施策体系については現行どおりとし、施策及び取組について、これまでの取組の評価や課題を踏まえるとともに、道路交通法の改正に伴う新たなモビリティや自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）への対応等を新たに追加するなど、充実強化を図っています。

本市行政計画における位置付け

推進計画は、交通分野における部門計画である広島市総合交通戦略を上位計画とした、交通分野における個別の部門計画と位置付けています。

計画期間

令和７年度から令和 11 年度まで（5 年間）

計画の対象

対象区域は広島市全域とし、自転車に加え、令和５年７月から道路交通法に規定された特定小型原動機付自転車※1 及び特例特定小型原動機付自転車※2（電動キックボード等）も取り扱うこととします。

※1 原動機付自転車のうち、原動機の定格出力が 0.6kW 以下であって、長さ 1.9m、幅 0.6m 以下かつ最高速度 20km/h 以下等の基準を満たすもの
※2 特定小型原動機付自転車のうち、最高速度表示灯を点滅させ、最高速度 6km/h 以下等の基準を満たすもの

第２章　自転車を取り巻く現状と課題

道路交通法等の改正

令和５年４月から、すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務、及び広島県内すべての自転車利用者に対する自転車損害賠償保険加入の義務が定められ、令和５年７月から、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）が新たに規定されました。

令和８年４月から、16 歳以上の自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度（青切符）が適用されます。

今後の課題

社会情勢の変化やこれまでの取組の評価を踏まえた今後の課題は、次のとおりです。

走行空間整備 ～はしる～	①自転車ネットワークの形成を早期に図っていくため、幹線道路が中心となっている優先整備路線を再検討 ②車道よりも歩道等を通行する自転車が多い現状を踏まえ、着実な自転車走行空間整備
駐輪場整備 ～とめる～	①ニーズの高い箇所への駐輪場の整備
法令遵守・マナー向上 ～まもる～	①幅広い年代への啓発、特に事故が多い若い年代への安全教育の充実 ②道路交通法の改正による、新たなモビリティの規定や自転車の取締強化等に対応した周知・啓発 ③効果的な放置自転車対策
活用促進 ～いかす～	①再整備する広島競輪場を活用した取組 ②公共交通を補完するシェアモビリティの更なる利用促進を図るため、事業者が参入しやすい環境づくり

第３章　自転車都市づくりを実現していくための施策

自転車都市づくりの理念

自転車で安全・快適に移動することで市民や来訪者が各地域内の様々な地域資源や機能を享受できるよう、自転車のネットワークを構築し、環境にやさしく、健康増進にも寄与するなど様々な便益をもたらす「自転車」を活かしたまちづくり（自転車都市づくり）を推進します。

基本方針

本市における自転車利用環境の課題を解決し、さらに自転車の有するポテンシャルを顕在化させる自転車都市づくりを進めていくため、以下のとおり４つの基本方針を掲げます。

（方針1）市民や来訪者が様々な場面で自転車に快適に乗ることができるまちづくり
（方針2）市民や来訪者が自転車に安全に安心して乗ることができるまちづくり
（方針3）地域や観光の振興、スポーツ振興、健康づくりなどに自転車を活かしたまちづくり
（方針4）自転車施策において行政、市民、企業等が連携するまちづくり

施策体系

自転車都市づくりを実現していくための具体的な取組を体系的に整理するため、自転車の利用環境整備に関する「走行空間整備～はしる～」「駐輪場整備～とめる～」「法令遵守・マナー向上～まもる～」の３本の柱に、地域や観光の振興、スポーツ振興、健康づくりなどに自転車を活用する「活用促進～いかす～」の柱を加えた、自転車施策の４本柱を設定します。

施策のポイント

今後の課題を踏まえた各施策のポイントは、次のとおりです。

走行空間整備 ～はしる～	①ウォーカブルな道路空間への再編に取り組む路線や、幹線道路に並行する代替路も新たな優先整備路線として追加し、早期整備を図る。 ②通学・通勤等で多くの自転車が利用し歩行者との輻輳が生じている河岸緑地の対策として、並行する道路を自転車ネットワーク路線に新たに位置付け、その一部の整備を進める。
駐輪場整備 ～とめる～	①放置自転車が多い箇所と利用者の動向を踏まえつつ、路上を含む付近の利用可能な場において、民間主導の管理運営を中心とした駐輪場の整備を進める。
法令遵守・マナー向上 ～まもる～	①小中高生を対象とした自転車安全教室にスケアード・ストレイト（自転車事故再現）を取り入れるほか、マナー違反が多発している通勤・通学ルート等において、幅広い年代が違反状況を認知し、是正の必要を痛感できる措置などを工夫することにより、自転車安全ルールの徹底を図る。 ②啓発イベント等において、電動キックボードや自転車の取締強化等に関する周知・啓発を行う。 ③放置自転車等管理システムによる地域特性を踏まえた効果的な放置自転車の撤去や、自転車等放置規制区域の新規指定などに取り組む。
活用促進 ～いかす～	①再整備する広島競輪場を拠点とした観光振興やサイクルスポーツの振興等について、プロ自転車ロードレースチーム「ヴィクトワール広島」等と連携しながら取り組む。 ②シェアモビリティ事業者と連携して、デルタ市街地と周辺部をつなぐ新たな交通手段として、公有地へのポート設置に取り組む。

第４章　具体的な取組

具体的な取組の内容

重点：特に注力する取組
新規：新たに計画に位置付ける取組

具体的な取組一覧

柱	施策・取組				重点・新規
走行空間整備　はしる	施策１　自転車ネットワークの形成				
		取組 1-1	自転車ネットワーク路線における自転車走行空間整備	①自転車走行空間整備	重点
				②自転車走行空間整備済路線の周知	
		取組 1-2	自転車ネットワーク路線以外での自転車走行空間整備	③自転車ネットワーク路線への追加検討	
				④自転車ネットワーク路線以外での自転車走行空間整備	
	施策２　安全で快適な通行環境の確保				
		取組 2-1	通行位置の分かりやすい路面標示の設置	⑤矢羽根型路面標示への白線設置	
				⑥歩道上における自転車に対する注意喚起標示等の設置	
駐輪場整備　とめる	施策３　市営駐輪場の整備				
		取組 3-1	有料駐輪場の整備	⑦市営駐車場の転用等による駐輪場整備	重点
		取組 3-2	無料駐輪場の整備	⑧郊外の鉄道駅等における駐輪場整備	重点
	施策４　民間駐輪場の整備促進				
		取組 4-1	民間事業者による路上駐輪場の整備	⑨放置自転車が多い箇所への新規整備	重点
		取組 4-2	民間事業者への駐輪場整備費助成	⑩補助金の活用促進	
		取組 4-3	駐輪場附置義務の見直し検討	⑪駐輪場附置義務の見直し検討	
	施策５　既存駐輪場の機能拡大				
		取組 5-1	柔軟な料金体系の導入	⑫一時利用における無料時間の導入	
		取組 5-2	駐輪需要に応じた受入拡大	⑬駐輪機器の導入及び需要が多い車種に応じたレイアウト変更	
		取組 5-3	機能強化による市営駐輪場の利便性向上	⑭キャッシュレス決済の導入	
				⑮満空情報の見える化	
				⑯商店街と連携した駐輪サービスの導入	
				⑰駐輪場案内等の多言語化	
法令遵守・マナー向上　まもる	施策６　法令・マナーの意識啓発				
		取組 6-1	幅広い世代を対象とした法令・マナーの周知・啓発の推進	⑱広島チャレンジサイクル推進事業の実施	重点
				⑲自転車マナーアップキャンペーンの実施	重点
				⑳本通りアーケード街等における県警等と連携した街頭指導の実施	
				㉑路上駐車が多い箇所における駐車指導の実施	新規
				㉒平和大通りの自転車道を活用した法令・マナーの啓発	新規
				㉓市政出前講座の実施	
				㉔自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入に関する取組強化	新規
				㉕各種媒体や多言語による情報発信	
		取組 6-2	小中高生等を対象とした自転車安全教育の推進	㉖小中高生を対象とした自転車安全教室の開催	重点
				㉗中学・高校生への自転車読本の配布	
				㉘自転車運転免許制度及び自転車通学許可制度の実施	
				㉙新成人への自転車の法令・マナーの啓発	
		取組 6-3	安全な自転車利用の促進	㉚自転車保険の加入啓発	
				㉛ヘルメットの着用促進	新規
				㉜自転車の盗難防止の啓発	
		取組 6-4	新たなモビリティ（特定小型原動機付自転車等）の周知	㉝特定小型原動機付自転車等の法令等の周知・啓発	新規
	施策７　放置自転車対策				
		取組 7-1	駐輪指導の実施	㉞自転車利用者への街頭指導及び沿道の店舗・事業所への訪問指導	
		取組 7-2	放置自転車の撤去	㉟放置規制区域内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去	重点
		取組 7-3	自転車等放置規制区域の指定	㊱放置自転車が多い箇所に自転車等放置規制区域を新規指定	新規
活用促進　いかす	施策８　まちづくりや観光振興への活用				
		取組 8-1	市民主体の魅力づくり活動の支援	㊲サイクリングロードの設定やマップ作り	
				㊳サイクリングロードの環境整備	
		取組 8-2	自転車を活用した観光振興	㊴自転車で巡る観光ルートの設定	
				㊵広島競輪場を活用した観光振興	新規
	施策９　スポーツ振興への活用				
		取組 9-1	プロ自転車ロードレースチーム等と連携したサイクルスポーツの振興	㊶広島クリテリウムの開催支援	
				㊷広島競輪場を活用したサイクルスポーツの振興	新規
	施策１０　健康づくりや環境対策への活用				
		取組 10-1	自転車を活用した健康づくり	㊸健康教室等の開催	
				㊹健康づくりの広報啓発	
		取組 10-2	地球温暖化対策に資する自転車活用の推進	㊺公共交通や自転車利用を促す広報啓発	
	施策１１　シェアモビリティの活用促進				
		取組 11-1	多様なシェアモビリティへの対応	㊻シェアモビリティ事業者への協力	新規
		取組 11-2	災害時における活用	㊼避難所等への臨時ポート設置	

具体的な取組の内容（重点・新規取組のみ抜粋）

(1)　走行空間整備　～はしる～

施策１　自転車ネットワークの形成

①　自転車走行空間整備 重

【基本的な考え方】

国土交通省と警察庁より示された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（令和６年６月）」に沿って、これまでの整備状況や自転車の活用促進といった観点も踏まえながら、車道通行を基本とする連続性を重視した自転車ネットワークの形成に取り組みます。

〔自転車道（平和大通り）〕

【対象範囲】

自転車は本市全域において広く利用されていますが、とりわけ、通勤や通学、買物などの目的で多くの市民が集まるデルタ市街地に、まちづくりが進む広島駅周辺地区及び西広島駅周辺地区を加えた範囲を対象とします。

その他の範囲においても、整備が必要と考えられる路線については、対象に加えることを検討します。

【自転車走行空間の整備形態】

自転車走行空間の整備は、下記の形態を基本とします。

整備形態	自転車道	自転車（専用）通行帯	車道混在
整備イメージ	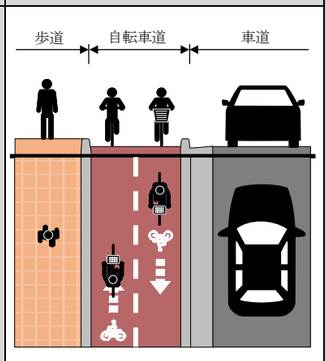	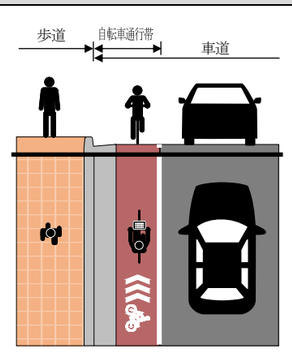	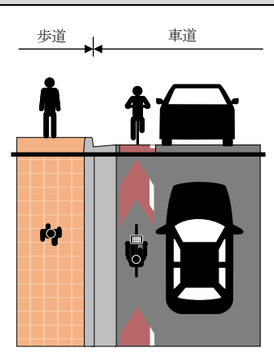
整備写真			

【自転車ネットワーク路線の整備】

自転車ネットワーク路線は下図のとおりです。なお、各路線の交通量や道路の利用状況は年々変動することから、整備形態については、実施段階において詳細な検討を行い決定します。

○　**優先整備路線：短期（令和７年度から令和 11 年度までの５年間）での整備**

通勤・通学、買物・観光といった利用特性や交通事故発生件数などの現状を踏まえつつ、自転車の活用促進といった観点も踏まえ、平和大通りなど整備効果の高い路線の整備により、連続性を重視した自転車ネットワークの形成を図るため、優先して整備します。

○　**中長期整備路線：中・長期（令和 12 年度以降）での整備**

自転車ネットワーク路線の完成に向け、残りの路線を順次整備します。

自転車ネットワーク路線図

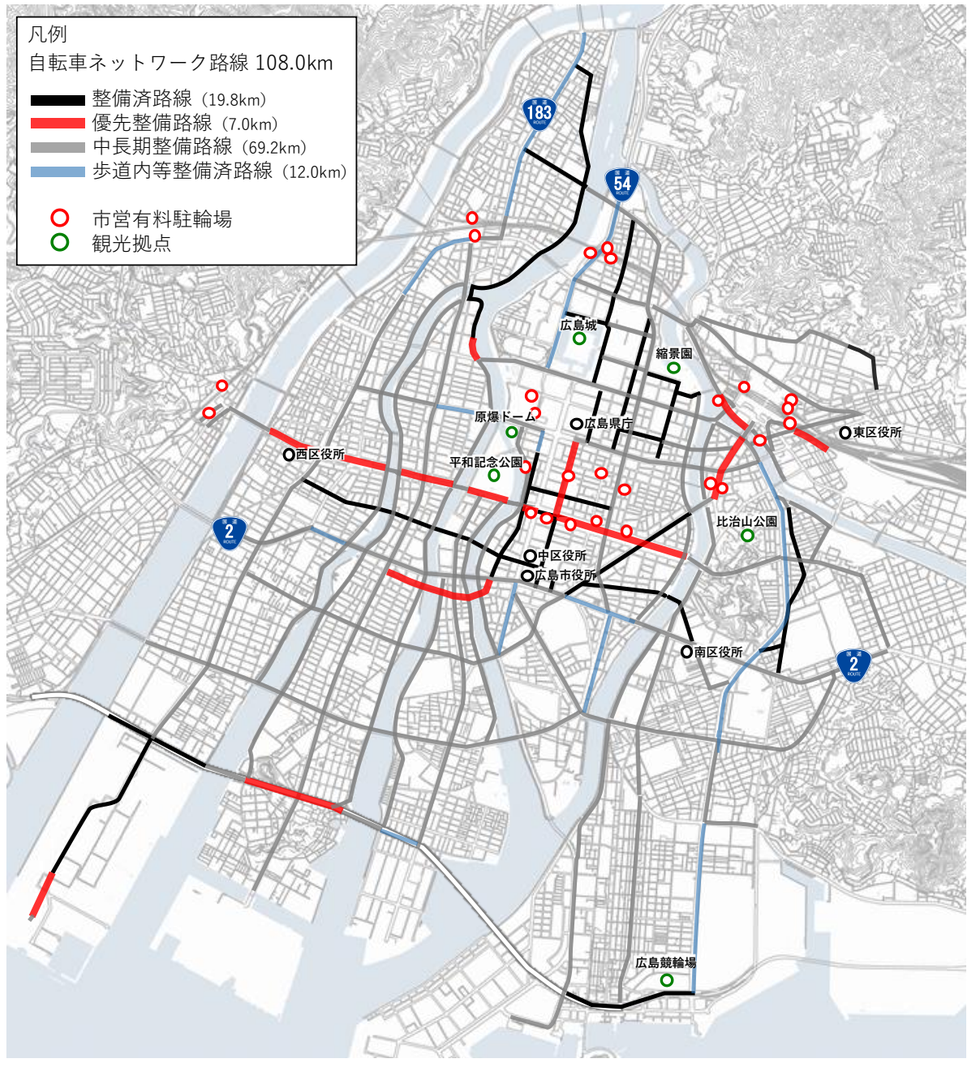

(2)　駐輪場整備 ～とめる～

施策３　市営駐輪場の整備

⑦　市営駐車場の転用等による駐輪場整備 重

平和大通り沿いなどの市営駐車場について、周辺地区における駐車場の充足状況等も踏まえながら、関係者と協議・調整の上、駐輪場に転用するなど、デルタ内の駐輪場整備に取り組みます。

［駐車場から駐輪場への転用（稲荷町）（H27 完成）］

⑧　郊外の鉄道駅等における駐輪場整備 重

郊外の鉄道駅等では、通勤・通学時の公共交通と自転車の乗り継ぎがより便利になるよう、鉄道事業者等と協力して駐輪場整備に取り組みます。

［広域公園前駅駐輪場（R2 完成）］

［天神川駅北第二駐輪場（R2 完成）］

施策４　民間駐輪場の整備促進

⑨　放置自転車が多い箇所への新規整備 重

買物利用や放置自転車が多い場所等において、安全な歩行空間の確保を前提に、歩道等を利用した民間事業者による路上駐輪場の整備促進に取り組みます。

［民間路上駐輪場（国道 54 号）（R6 完成）］

(3)　法令遵守・マナー向上 ～まもる～

施策６　法令・マナーの意識啓発

⑱　広島チャレンジサイクル推進事業の実施 重

自転車利用者の法令遵守・マナー向上を目指すためには、市民一人一人がその重要性を「実感」する必要があることから、「見て・聞いて・やって実感」のテーマの下、広島県、警察、商店街、関係企業等と連携して、集客施設における自転車マナーアップフェスタ等の啓発イベントなどを実施します。

⑲　自転車マナーアップキャンペーンの実施 重

毎月１日を「自転車交通マナーの日」と定め、６月と２月の１日を中心に、各区において、マナー違反が多発している通勤・通学ルート等での法令遵守やマナー向上の呼び掛けなどを行う「自転車マナーアップキャンペーン」を実施しています。引き続き、警察、学校及び地域団体等と連携して取り組むとともに、幅広い年代が違反状況を認知し、是正の必要性を痛感することができるような具体的な手法について検討します。

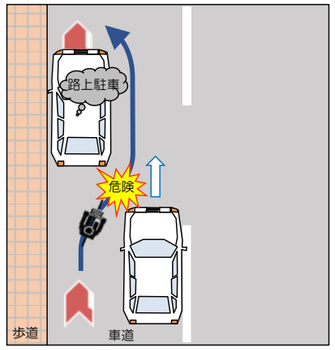

［路上駐車がある箇所の自転車走行］

㉑　路上駐車が多い箇所における駐車指導の実施 新

自転車走行空間の整備により車道走行を促している箇所において、路上駐車が多いことにより、自転車走行が危険な状況となっている箇所があるため、現地で駐車指導を実施し、自転車走行環境の向上を図ります。

㉒　平和大通りの自転車道を活用した法令・マナーの啓発 新

平和大通りの自転車道を、自転車の法令・マナーを啓発する場として積極的に活用します。

㉔　自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入に関する取組強化 新

令和８年４月から、青切符を交付して反則金を納付させる交通反則通告制度が、16 歳以上の自転車の交通違反に対して適用されるため、各種取組において、事前周知や啓発活動を強化します。

㉖　小中高生を対象とした自転車安全教室の開催 重

小学３年生を対象に、交通教育指導員が小学校に出向き、自転車の基本ルールや正しい乗り方に関する講義や走行実技指導を行う自転車教室を開催します。また、小中高生には、地元の自転車プロチーム等による自転車安全教室の開催やスケアード・ストレイト（自転車事故再現）の手法を取り入れるなど、警察や関係団体等との連携を強化しながら効果的な取組を実施します。

㉛　ヘルメットの着用促進 新

令和５年４月から努力義務化された自転車利用時のヘルメット着用については、着用に対する抵抗感等から着用率が低い状況にあるため、引き続き、着用率向上に向けた啓発活動を行います。

㉝　特定小型原動機付自転車等の法令等の周知・啓発 新

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）については、道路交通法改正から間もないことなどにより、法令等の周知や理解が十分ではないため、周知・啓発に取り組みます。

［市営駐輪場における啓発活動
（ヘルメット着用による利用料無料）］

(3)　法令遵守・マナー向上 ～まもる～

施策７　放置自転車対策

㉟　放置規制区域内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去 重

放置規制区域内では即時撤去、放置規制区域外では長期放置自転車の撤去を行います。

撤去場所や撤去数をデータ可視化した放置自転車等管理システムを活用しながら、地域特性を踏まえた効果的な撤去に取り組みます。

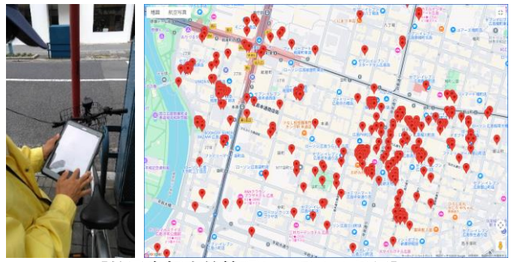

［放置自転車等管理システムの活用］

㊱　放置自転車が多い箇所に自転車等放置規制区域を新規指定 新

自転車等放置規制区域に指定されていない箇所においては、自転車が放置されている場合、即時撤去ができないため、効果が限定的となっています。このため、放置自転車が多い箇所において、即時撤去が可能となる自転車等放置規制区域を新たに指定し、市民の良好な生活環境及び都市美観の向上等を図ります。

(4)　活用促進 ～いかす～

施策８　まちづくりや観光振興への活用

㊵　広島競輪場を活用した観光振興 新

再整備する広島競輪場では、自転車を修理できるサイクルショップ等を有したサイクリスト向けの選手宿舎兼ホテルや、シェアモビリティのポート等を整備することから、広島競輪場を拠点とした自転車による観光振興に取り組みます。

［広島競輪場の再整備のイメージ（本市 HP）］

施策９　スポーツ振興への活用

㊷　広島競輪場を活用したサイクルスポーツの振興 新

再整備する広島競輪場において、プロ自転車ロードレースチーム「ヴィクトワール広島」等と連携し、サイクルイベント等を開催するなど、サイクルスポーツの振興に取り組みます。

施策１１　シェアモビリティの活用促進

㊻　シェアモビリティ事業者への協力 新

国内外の来訪者が観光施設等を快適に巡るとともに、市民が公共交通を補完する日常の移動手段として利用することができるよう、シェアモビリティ事業者に対して、公有地等にモビリティ貸出返却施設（ポート）を設けるための協力などを行います。

また、事業者と連携して、デルタ市街地と周辺部をつなぐ新たな交通手段として、公有地へのポート設置に取り組みます。

［複数の事業者へポート公有地を配分］

評価指標と目標値

計画期間の最終年となる令和 11 年度末時点での計画推進の目安として、施策の柱ごとに指標を設定し、毎年度計画の進捗状況を確認します。

施策の柱	指　標	
走行空間整備 ～はしる～	走行空間整備済路線の延長	
	実績値（令和 6 年度末）	目標値（令和 11 年度末）
	19.8 km	26.8 km以上
駐輪場整備 ～とめる～	放置自転車の台数	
	実績値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
	805 台	600 台以下
法令遵守・マナー向上 ～まもる～	自転車事故の件数	
	実績値（令和 6 年）	目標値（令和 11 年）
	479 件	430 件以下
活用促進 ～いかす～	月 1 回以上自転車を利用する人の割合	
	実績値（令和 6 年度）	目標値（令和 11 年度）
	32.4%	32.4%以上

推進体制
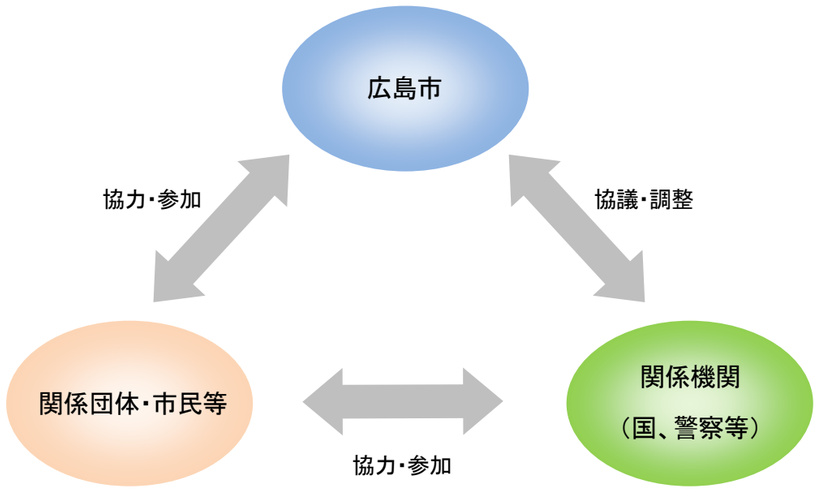
本計画に基づく各取組の実施に当たっては、関係機関や関係団体などで構成する「広島市自転車都市づくり推進協議会」において、関係者が協議・調整を行いながら着実に計画を進めるとともに、より効果的な取組の実施を目指します。